

請願・陳情 文書表

7・4定

陳情第30号

受付年月日	7. 10. 30	付託委員会	民 生
提出者			
紹介議員	一		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
件名と要旨			

(件名)

旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定について

(要旨)

市立旭川病院において診療費の未払いが発生し、長期にわたって回収業務が行われていることが公式に明らかになっている。また、市民が利用する旭川厚生病院や旭川赤十字病院（日赤）などの大規模医療機関においても、同様の未払いが発生している可能性がある。

医療費未払いは病院経営を圧迫し、市民が公平に負担している医療制度への信頼を損なう重大な問題である。特に全国的には外国人観光客や短期滞在者による高額未払いが深刻化しており、観光都市である旭川市においても同様のリスクが高まっている。

1 経営への影響

未払い医療費が積み重なれば、市立旭川病院のみならず市内主要医療機関の経営を圧迫し、地域医療体制の維持が困難になるおそれがある。

2 公平性の問題

市民は税金や保険料を通じて医療費を負担している。未払いを放置することは、払う人と払わない人の不公平感を助長し、制度への信頼を損なう。

3 全国的な未払い問題の深刻化

2023年9月の調査では、外国人患者を受け入れた医療機関のうち18.3パーセントで未払いが発生し、1件当たりの最高未払い額は1,846万円に達している（withhearrt.jp）。

政府はこの問題を重視し、未払い歴のある外国人観光客の入国審査厳格化や、在留資格更新時の審査見直しを検討している（nippon.com）。

東京都新宿区では、外国人による未払い医療費が11億円規模に達しているとの報道もある（president.jp）。

(次頁に続く)

4 旭川市におけるリスク

観光都市として外国人来訪者が増加する旭川市においても、同様の未払いが発生する可能性が高く、医療機関と市が一体となった予防策が求められる。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

陳情事項

- 1 市立旭川病院に限らず、旭川厚生病院、旭川赤十字病院など市内の主要医療機関とも連携し、未払い医療費の件数・金額・内訳（外国人比率を含む）を毎年度公表すること（情報公開の強化）。
- 2 外国人旅行者向けに医療費は全額自己負担である旨を多言語で周知すること。また、各医療機関において、クレジットカード保証や事前説明など未払い防止の仕組みを導入すること（予防策の導入）。
- 3 外国人観光客の医療保険加入義務化や未払い回収制度の強化を国・北海道に要望すること。また、入国・在留管理と医療制度を連動させる仕組みを国に求めること（国・北海道への働きかけ）。
- 4 上記1から3までを恒常に実施するため、旭川市として医療費未払い防止条例（仮称）の制定を検討すること（条例制定の検討）。

（条例素案イメージ（抜粋））

第1条（目的） 本条例は、市内医療機関における医療費未払いを防止し、市民の医療の公平性と地域医療の健全性を確保することを目的とする。

第3条（情報公開） 市長は、市立旭川病院をはじめとする主要医療機関と連携し、毎年度の未払い医療費の件数・金額・内訳を市民に公表しなければならない。

第4条（医療機関の責務） 市内の医療機関は、未払いを防止するため、事前保証や決済方法の確認など措置を講じるものとする。

第5条（市の責務） 市は、国・北海道に対して、外国人観光客の医療保険制度の整備、未払い対策の強化を要望しなければならない。